年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 17 年8月に係る標準報酬月額は、事後 訂正の結果、20 万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法 第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準 報酬月額は、訂正前の 15 万円とされている。しかしながら、申立人は、 当該期間について、当初記録されていた標準報酬月額(15 万円)より高 い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の 保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」とい う。)に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を 19 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(15万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月21日から18年4月1日まで A社に勤務していたときの標準報酬月額が低くなっており、社会保険 事務所(当時)に確認請求を行ったが、既に2年以上経過していたため、 厚生年金保険法第75条本文の規定により、厚生年金保険の年金給付に 反映されない記録となっている。申立期間について年金給付に反映され るよう、標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成17年3月から同年8月までは15万円、同年9月から18年3月までは19万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の20年6月5日付けで17年3月から同年8月までは20万円、同年9月から18年3月までは26万円にそれぞれ訂正され

たが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額とされている。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき 記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控 除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づ く標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれ か低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 17 年 8 月の標準報酬月額については、事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間 に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(取得時報酬訂正)を社 会保険事務所に提出していることが確認できることから、社会保険事務所 は、当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って おらず、事業主は、当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 3 月から同年 7 月まで及び同年 9 月から 18 年 3 月までについては、前述の賃金台帳によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、当初記録されていた標準報酬月額と一致していることが確認できることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

群馬厚生年金 事案 1554

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額を申立期間①は5万円、申立期間②、③及び④は18万円、申立期間⑤は19万円及び申立期間⑥は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月12日

- ② 平成16年12月9日
- ③ 平成17年7月11日
- ④ 平成 17 年 12 月 12 日
- ⑤ 平成19年7月11日
- ⑥ 平成 19 年 12 月 7 日

A社から支給された平成16年7月から20年7月までの賞与について、厚生年金保険料を控除されている。しかし、年金事務所の記録では申立期間①から⑥までの賞与に係る保険料納付の記録が無いため、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までの標準賞与額については、申立人が保有していた 賞与明細書及び事業主提出の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、当該期 間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控 除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険 給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②、③及び④は18万円、申立期間⑤は19万円及び申立期間⑥は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑥までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、事業主は、申立人に係る賞与額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

群馬国民年金 事案 854

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月及び同年4月

申立期間は、前職を退職後実家のA社に勤務するまでの期間であり、 自分で国民年金の加入手続を行い保険料を納付した。申立期間が国民年 金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人に対して手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間直前まで勤務していた会社を退職後、B市からC市に転居し、C市役所において国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと申述しているが、同市の住民票によると、申立人が住民となった年月日は昭和56年5月1日と記載されていることから、申立期間当時、申立人は同市に住民登録しておらず制度上、同市役所において国民年金及び国民健康保険の加入手続を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、申立内容で、申立人が国民年金の加入手続等を行ったことを知っているとするその母親に照会したところ、「病気をしたら大変だから保険に入った方がいいということで、申立人が国民健康保険の加入手続に行ったことは覚えている。しかし、国民年金の加入手続等に関する詳細は分からない。」と申述しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうか

がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。